



(本発表のお問い合わせ先)

生活衛生課

広報資料取扱主任：中島 典生

電話 087-839-2865

【市長定例記者会見】

飼い犬・飼い猫のマイクロチップ装着推進事業を実施します

令和4年6月から、飼い犬・飼い猫へのマイクロチップの装着が、飼い主の努力義務化されたことを受け、マイクロチップの普及啓発のため、また、平常時や災害発生時等において保護収容した、犬又は猫の速やかな飼い主への返還を促進するため、令和5年度より装着費用の一部を補助します。

また、飼い犬・飼い猫にマイクロチップを装着し、不妊去勢手術を実施した飼い主には、当該手術費用の一部を補助します。

<補助内容>

◆ 飼い犬・飼い猫のマイクロチップ装着費補助（新規）

装着費用に対し、1頭につき 上限 **1,500** 円

マイクロチップの装着がある犬猫の飼い主に対して、次のとおり補助します。

◆ 飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術費補助

手術費用に対し、1頭につき 上限 **3,000** 円

※ マイクロチップ装着と不妊去勢手術の両方を実施した場合

1頭につき 最大 **4,500** 円 を補助

<補助要件>

- ・ マイクロチップの装着及び指定登録機関への登録が済んでいること
- ・ 県内の動物病院でマイクロチップの装着又は不妊去勢手術を実施していること
- ・ 市内に住民登録があり、市税を滞納していないこと
- ・ 犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録と申請年度の狂犬病予防注射が済んでいること
- ・ マイクロチップ装着後又は不妊去勢手術後1年以内の申請であること

※動物取扱業者が営利目的に飼養する犬猫は対象外となります。

※世帯による頭数制限はありません。

※令和5年4月30日までに不妊去勢手術が済んでいる犬猫については、旧補助事業の要件が適用されます。

<申請受付開始日>

令和5年6月1日から（予算額の上限に達し次第終了します。）

※オンライン申請が可能です。

詳しくは下記までお問い合わせください。

高松市保健所 生活衛生課

電話：087-839-2865（8：30～17：15）

所在地：〒760-0074 高松市桜町1丁目10-27

E-mail：doubutsuaigo@city.takamatsu.lg.jp

1 / 1 ページ

わんにゃん高松





(本発表のお問い合わせ先)
産業振興課
広報資料取扱主任: 山下 洋司
電話 087-839-2411

【市長定例記者会見】高松市貨物自動車運送事業者緊急支援給付金について

原油価格、物価高騰の影響により、本市の物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物輸送の維持を図るため、給付金を給付します。

(1) 給付対象者

次の①②の要件を満たす者

- ① 令和5年4月1日において、貨物自動車運送事業者法第2条第1項に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営み、市内に本社若しくは営業所を有する法人又は市内に営業所を有する個人事業主
- ② 申請書の提出時点において、継続して事業を営んでおり、引き続いて当該事業を市内において継続して営む意思を有すること

(2) 給付対象車両

令和5年4月1日において給付対象者が事業用に登録しており、別添資料に該当する車両

(3) 給付金額(1台当たり)

- ・普通貨物自動車: 25,000円
- ・小型貨物自動車: 20,000円
- ・軽貨物自動車: 10,000円

(4) 申請方法

- ① 対象事業者に、「高松市貨物自動車運送事業者緊急支援給付金のご案内」を送付します。申請書等は本市ホームページからもダウンロード可能です。
- ② 申請書類一式を、下記提出先に郵送してください。

提出先: 高松市番町一丁目8番15号 高松市産業振興課高松市貨物自動車運送事業者緊急支援給付金担当

(5) 受付期間

令和5年5月1日(月)～令和5年6月30日(金)※提出期限当日の消印有効

■リンク:

・https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/shien_josei/koronataisaku/lorrybenefits.html

■添付資料:

・対象車両.xlsx

給付対象車両

対象車両	自動車検査証の記載事項又は自動車検査証記録事項の記載事項				
	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	使用の本拠の位置	使用者の氏名又は名称
普通貨物自動車	普通	「貨物」又は 「特種」	事業用	高松市内であること	申請者同一の個人又は法人
小型貨物自動車	小型				
軽貨物自動車	軽自動車				